

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

令和2年6月26日

名古屋市長 河村 たかし

特定事業（名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業）の選定について

1 事業内容

(1) 事業名称

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

都市公園等

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村たかし

(4) 事業背景及び目的

瑞穂公園は、緑地や山崎川など豊かな自然に恵まれた都市公園で、総面積約 24 h a の運動公園である。

春には桜が並ぶ山崎川に訪れる人たち、日常的に散歩やジョギングを楽しむ人たち、児童園や親水広場で遊ぶ子どもたちや木陰に涼を求めくつろぐ人たち、スポーツ施設での競技や応援・観戦に来る人たち、広場でのまつりやイベントに参加する人など、年間を通じて多くの方が訪れている。また、国指定史跡大曲輪貝塚や古墳など縄文時代からの歴史資源が所在する。

公園内には、平成6年度に開催された第49回国民体育大会「わかしゃち国体」のメイン会場にもなった陸上競技場をはじめ、ラグビー場、野球場、テニスコートなどの各種スポーツ施設が設置され、多くの方が利用している。

現在の陸上競技場は、昭和57年に改築し、平成6年に改修を行っているが、それ以降、大規模な修繕・改修を行っておらず、施設の老朽化や規模、機能不足等の課題が指摘されてきた。そこで、名古屋市（以下、「市」という）では平成27年より建替えに向けた議論を進めてきた。その後、市は、令和8年の第20回アジア競技大会の開催地として決定され、陸上競技場がメイン競技会場として予定されている。また、平成31年

1月に、日本パラリンピック委員会から、令和8年のアジアパラ競技大会の開催要請を受けたことから、現在、開催に向けて検討を進めているところである。

市では、令和2年7月に、瑞穂公園の持つ多様な価値を高め市民生活の充実に寄与する公園のあり方と、それを実現していくための基本的な方針となるマスタープランの策定を予定している。陸上競技場の建替えを始め公園の整備・運営にあたっては、このマスタープランに基づき実施する。

(5) 事業範囲

事業者¹が、PFI法に基づき、陸上競技場等を含む施設²の整備を行い、本施設³の維持管理運営を遂行することを事業の範囲とする。

- 整備業務
- 維持管理運営業務
- 統括管理業務

(6) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに整備業務にかかる設計・建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて、事業者が維持管理運営業務を行う方式（BTO（Build Transfer Operate））により実施することを想定している。

本事業の維持管理運営業務について市は、事業者を地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定である。

なお、設計及び建設期間中において、市は事業者に対し、本事業の実施に必要な範囲について、都市公園法第6条第1項の許可（占用許可）を与え（民間収益施設用地、道路及び河川を除く）、その使用料は減免とする。

また、自主事業の実施にあたり、事業者が独立採算により設置する民間収益施設については、市は都市公園法第5条第1項の許可を与える予定である

2 事業者の収入

(1) 市が支払うサービス購入料

市は、事業者が行う整備業務、維持管理運営業務及び統括管理業務に関する費用を、事業者の提案金額をもとに決定した金額をサービス購入料として事業者を支払うものとする。

(2) 施設運営収入

事業者は、名古屋市瑞穂公園条例及び同条例施行細則において定める利用料金の基

¹ 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者。

² 本事業で整備する建築整備施設及び公園整備施設。

³ 事業区域内に存する都市公園等の施設のうち、本事業の対象施設。本事業における公共施設等として位置づけるもの。

準額からの範囲内で本施設の利用料金収入を得ることができる。

(3) 自主事業収入

実施方針に記載の「指定管理者が自主事業として実施することができる業務」を実施することにより収入を得ることができる。

3 市が直接実施する場合とPFI事業⁴で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業実施方針」に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較するにあたり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者⁵の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

ア 前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
財政負担額の 主な内訳	支出 ①整備業務に関する費用 ・建設費 ・設計費 ・解体工事費 等 ②維持管理運営業務に関する費用 ・人件費 ・維持管理運営・修繕費 ・委託費 等 ③統括管理業務に関する費用 ・人件費 ・委託費 等 ④起債の支払利息	支出 ①サービス購入料 ・建設費の一部（起債及び一般財源充当分） ・割賦代金（建設費の残額及び解体・撤去に係る費用） ・維持管理運営に係るサービス購入料 ②起債の支払利息 ③モニタリング費用 ④アドバイザー費用
	収入	収入 ①税収（市税分）
事業期間	陸上競技場等 設計・建設期間：4年9か月、維持管理運営期間：15年	

⁴ PFI法に基づく事業。

⁵ 本事業に参加する企業又は複数企業からなるグループ。構成員及び協力会社で構成される。

	その他の建築整備施設、公園整備施設 設計・建設期間：実施方針に示す各施設の整備完了期限までの間で提案による 維持管理運営期間：18年	
整備業務に関する費用	過年度の検討結果 ^{※1} を基に設定した。	他事例の実績及び聞き取り調査等に基づき、設計及び建設に係る費用について、市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
維持管理運営業務に関する費用	既存施設の維持管理運営業務に係る実績額等を基に設定した。	一部の業務については、市が直接実施する場合に比べ民間ノウハウの活用により一定割合の縮減が実現するものとして設定した。
統括管理業務に関する費用	—	P F I 事業特有の業務として設定した。
資金調達に関する事項 ^{※2}	①起債 ^{※3} ②一般財源 ^{※4}	①資本金 ②民間借入 ^{※5} ③市からの一時金
割引率	0.42%	

※1：「瑞穂公園陸上競技場改築にかかる民間活力導入可能性調査業務委託報告書」（平成31年）に基づく。

※2：市が直接実施する場合は、市の資金調達の内訳。P F I 事業により実施する場合は、P F I 事業者の資金調達の内訳。

※3：地方債許可方針等に準じた充当率により施設整備費総額から交付金額を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準を勘案し設定した。

※4：施設整備費総額から起債額を除いた額より算定した。

※5：施設整備費総額から市からの一時金（起債、一般財源）及び資本金を除いた額より算定した。金利については、現時点における水準等を勘案し設定した。

イ 算定方法

上記の前提条件をもとに、市が直接実施した場合の市の財政負担額とP F I 事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が自ら実施した場合に比べて、P F I 事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担が、約7%削減することが見込まれる。

(3) 定性的評価

本事業をPFI事業により実施した場合、上記のような定量的効果に加え、以下のようないかな定性的な効果が期待できる。

ア 利用者に対するサービス水準の向上

設計、建設から維持管理、運営までの一貫した業務遂行及び体制整備が図られることにより、維持管理企業及び運営企業のノウハウが施設の利用のしやすさや機能性・快適性の向上に適切に活用され、利用者の利便性を高めることが期待できる。

イ 財政支出の平準化

施設整備段階における財源に関して、市が直接実施する場合は、起債以外に市の一般財源から構成されていたが、PFI事業として実施した場合、これまでの一般財源分の一部を民間金融機関からの借り入れで対応するため、市は維持管理運営期間を通して毎期定められた対価を支払うこととなり、財政支出の平準化を図ることが期待できる。

ウ 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化、財政支出の縮減等の効果が期待できる。

エ 民間提案による自主事業の実施による相乗効果

民間事業者が有する専門性やノウハウを活用して、マスタープランに掲げる整備・運営の基本的な考えに基づく自主事業を実施することにより、公園運営全体の相乗効果が期待できる。

(4) 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、市の財政負担は、市が自ら実施した場合に比べ、事業全体を通して約7%削減が見込まれるとともに、事業者へのリスク移転や公共サービス水準の向上も期待できる。また、魅力ある都市公園の実現を図る上でも民間事業者のノウハウ等を活用することが望ましいと考えられる。

以上より、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。